

# 「一時保育」を実施しています。

## 1 一時保育の内容

一時保育とは、保護者のパートなどの短時間労働、急病・看護、あるいは育児疲れなどの理由で家庭における保育ができないお子さんを一定の期間、一時的、緊急的にお預かりする制度です。

### (1) 非定型的保育

保護者の断続的・短時間労働、職業訓練、求職活動、就学、ボランティア活動、社会活動などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対する保育

### (2) 緊急的保育

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護又は冠婚葬祭などにより、家庭における保育が、緊急、一時的に困難となる児童に対する保育

### (3) 私的理由による保育

保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などの私的な理由やその他の理由により、家庭における保育が一時的に困難となる児童に対する保育

	幕別子育て支援センター	幕別子育て支援センターまくべつ
対象児童	満6か月から小学校就学前までの児童	
定員	15名程度	3名程度
	(当日の利用児童の年齢構成により、受入数を変更することがあります。)	
利用時間	午前9時から午後5時まで	
開設期間	月曜日から土曜日まで(祝日、年末年始の休日を除く。)	
利用制限	児童1人につき、週3日以内、月12日以内を限度	
利用料金	1人1時間あたり300円(給食費200円、間食費100円は別途加算) *給食・間食を利用したい場合は、予約の際にご相談願います。	

## 2 一時保育の利用手続

(1) 利用希望者は、幕別子育て支援センターまたは幕別子育て支援センターまくべつ分室に利用登録申請をしてください。申請には、登録申請書のほか、お子さんの健康状態に関する調査票の提出が必要になります。なお、初めて利用するお子さんについては、簡単な面談がありますので承知願います。

(2) 登録手続き完了後は、最大で1ヶ月先までの利用予定日の申込みができます。(申込みは前月の20日以降、月～金曜日の平日に受付を開始します。(翌週月曜日のご利用相談など、緊急の場合は、土曜日でも受付をいたします)。利用にあたっては、原則3日前まで(緊急時は除く)に来所または電話で申込みください。給食と間食の申込は5日前までに申込み下さい。

(3) 疾病や心身において特別な支援が必要な場合は相談ください。

(4) 1-(2)緊急的保育は、相談ください。

## 3 利用料金の支払い方法

利用料金は、後日、納付書を送付しますので、役場、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所、駒島出張所もしくは十勝管内の各金融機関(郵便局を除く)で支払いください。(コンビニエンスストアでは支払いできません。)

#### 4 利用にあたって用意するもの

※すべての持ち物に必ずお子さんのお名前を付けてください。

持 ち 物	
<b>【給食を利用する場合】</b> ・箸またはスプーン・フォーク ・ランチマット ・おしぼり（透明なビニール袋・おしぼりケース等に乾いたおしぼりをご用意ください。） ・飲み物（水またはお茶）※普段使用している容器 ・コップ（まくべつ分室のみ）	<b>【給食を利用しない場合】</b> ・お弁当 ・箸またはスプーン・フォーク ・ランチマット ・おしぼり（透明なビニール袋・おしぼりケース等に乾いたおしぼりをご用意ください。） ・飲み物（水またはお茶）※普段使用している容器 ・コップ（まくべつ分室のみ） <b>【1歳未満】</b> ・自宅で食べている離乳食 ・ミルク、哺乳瓶
<b>【おやつを利用する場合】</b> ・おしぼり	<b>【おやつを利用しない場合】</b> ・1回分の量を容器に入れて持参 ・飲み物、おしぼり
・着替え一式、オムツ（ご利用の時間にに応じて必要な分）、おしり拭き、汚れた衣類を入れるポリ袋 ※オムツの名前はお尻側に書いてください！	
上靴（まくべつ分室のみ）	
バスタオル 2枚（お昼寝の時にシーツ用と掛布団用として使います。）	
エプロン 2枚（給食、おやつ時に使用します。）※3歳児以上は必要ありません	

※当日持参したものは、お迎えの際にすべてお持ち帰りください。

※夏場のお弁当は、しっかり火を通したものの、あるいは、保冷剤を入れる等の配慮をお願いします。

#### 5 お子さんの送迎

(1) 保護者の方が責任を持って行ってください。

(2) 保護者以外の方が送迎する場合は、必ず事前に連絡願います。

#### 一日の主な活動内容

時 間	活動内容
9:00	登 所
	自由あそび
10:00	設定遊び
11:15	昼 食
12:30	お昼寝
14:45	起 床
15:00	おやつ
15:30	自由あそび
17:00	降 所

※ 上記の活動内容は、あくまでも目安です。

#### 6 その他

(1) 利用申し込みを取り消す場合、利用時間を変更する場合は、すみやかにご連絡ください。（当日の申込状況によっては、受け入れが困難な場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

(2) お子さんの薬の持参及び服薬は、原則お断りしています。

#### 【問い合わせ先】

幕別町保健福祉部こども課こども支援係（幕別町本町130番地1）

TEL 0155-54-6621

幕別子育て支援センター（札内北栄町23番地1 札内さかえ保育所併設）

TEL 0155-26-4467

幕別子育て支援センターまくべつ分室（幕別町寿町2番地5 幕別中央保育所内）

TEL 0155-54-2552

幕別子育て支援センターあおば分室（札内青葉町185番地12 あすなろ学童保育所併設）

TEL 0155-56-3811 FAX 0155-56-5657